

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、**完治するまで登校停止**となります。感染拡大防止措置をとる必要があるため、大学の保健室に連絡してください。(072-332-1275/072-332-1227) 治癒した後、主治医に登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼してください。登校時には診断書等を保健室に提出してください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

発熱または、風邪症状（のどの痛みや咳、倦怠感など）がある場合

濃厚接触者となった場合
(同居家族が新型コロナウイルスに感染したなど)

自宅・通学途中の場合

登校せずに自宅で待機し、大学の保健室に連絡 (072-332-1275/072-332-1227)

授業中の場合

授業の担当教員に症状を申し出て帰宅する。

- ① 濃厚接触者となった場合、「新型コロナ受診相談センター」から本人に連絡が入るのでその指示に従う
- ② 本人自身が濃厚接触者と疑われる場合は、「新型コロナ受診相談センター」に本人から連絡し、その指示に従う
- ③ 大学の保健室に連絡(072-332-1275/072-332-1227)
- ④ **感染者との最終接触日から原則 14 日間自宅待機（登校停止）**とする
- ⑤ 毎日、健康観察をおこない、健康観察記録表に記録する（検温は1日数回）

- ① **症状が消失するまで自宅休養（登校停止）**
- ② 毎日、健康観察をおこない、健康観察記録表に記録する（検温は1日数回）

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 ・糖尿病や呼吸器疾患など基礎疾患がある方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

「新型コロナ受診相談センター」に連絡し、指示に従う
 ※連絡先：管轄の保健所（大阪府下新型コロナ受診相談センター一覧）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

指示による経過観察中に
症状が消失

検査にて陰性
症状消失

検査にて陽性 登校停止

- ① 保健室に連絡
- ② 医療機関の指示に従う

症状消失後
2日間経過観察

治癒

主治医に治癒し登校に支障がないことを証明する診断書等の作成を依頼する。

【登校時】 下記の書類を保健室(学生課)に提出
 ① 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に関する報告書
 ② 登校許可書
 ③ 診断書
 ・陽性者は医師記載の②③のうちいずれか1つ
 ・その他の場合は①②③のいずれかと「健康観察記録表」
 ※受診していない場合は医師の記載のない①でも可（健康観察記録表は必要）
 【上記書類提出後】
 ①②③のいずれかに受付印を押したコピーを受け取り、教務課で欠席届を発行申請する。